

介護施設の虐待が減少

20年度 面会制限影響か

厚生労働省は12月24

日、2020年度の介護施設職員による高齢者虐待が、前年度比8%減の595件だったと発表した。07年度の調査開始から初めて減少した。相談・通報件

数も8%減の2097

件で11年ぶりに減った。虐待件数の減少について厚労省は「コロナで面会の禁止、制限があり、家族からの相談、通報が減ったことが要因の一つ」と推察

している。

虐待した職員は95人減の740人で、8割が介護職。内容は「身体的虐待」「心理的虐待」「介護放棄」の順に多くなっている。虐待理由の上位は「教育

・知識・介護技術の問題」「虐待を助長する組織風土」「職員のストレス」「倫理観や理念の欠如」。これらの結果は前年度とほぼ変わらない。

虐待のあった595件の4分の1にあたる153件は過去に何らかの指導などを受けており、93件は以前にも虐待を起こしていた。自治体の介護保険法に基づく対応は▽報告

徴収・質問・立入検査135件▽改善勧告69件▽改善命令14件▽指定の効力停止10件▽指定の取消3件――などだった。

厚労省は21年4月から介護施設に虐待防止に関する指針の整備や責任者の配置などを義務付け（3年間の猶予期間あり）、対策を強化している。今回の結果を受けて通知を出すことも検討する。

一方、家庭内の虐待は2%増の1万7281件、相談・通報件数は5%増の3万5774件で、いずれも過去最多となった。死亡者は15人増の25人だった。

厚労省はコロナで外出自粛や介護サービスの利用控えがあり、一緒に過ごす家族の負担が増えたことが影響しているという。

(榎戸新)